

提 言

「成育基本法」の理念を保育の現場に—保育施設の看護師の立場から—
 The Importance of “The Basic Law for Child and Maternal Health and
 Child Development” at Daycare Setting : From the Perspective of Daycare Nurses

並木 由美江 (一般社団法人全国保育園保健師看護師連絡会)

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(略称「成育基本法」)は2018年12月14日に公布され、2019年12月1日に施行された。

子どもの健全な育成は国や市町村、関係機関の責務であること、保護者の支援を含め、教育、医療、福祉などの分野の連携を規定すること、政府は「成育医療等基本方針」を策定し、必要な財政措置を行い閣議決定すること、厚生労働省内に「成育医療等協議会」を設置すること等が規定されている。

全国保育園保健師看護師連絡会は、公私立保育所の看護職が中心となる全国組織であり、毎年子どもの健康・安全について厚生労働省に現状報告や要望を続けている。会の視点からすると「成育基本法」の理念は大変素晴らしいものである。保育の改善につながる実効ある施策を期待し、ここでは保育所の看護職の立場から提言したい。



《保育保健の現状把握》

妊娠期からの育児を支える「成育基本法」を、切れ目なく具体的に実践していくために、

☆対象者である妊産婦、保護者、子どもが置かれている現状をとらえるための研究

☆家庭、および保育施設の生活環境(衛生的で安全な環境であるか)の調査研究

をとおして実態を把握し、求められる支援、課題を明確にする。

3つのポイント

1. 低年齢からの入所が増えている保育施設の現状

育休制度が普及して1歳からの入所希望が急増し、「待機児童」のほとんどが3歳未満児である。保育施設では1歳児はじめ3歳未満児の定員を増やして対応している。

もともと乳児保育は、指定された保育所が行う「特別保育」であったが、1998年に乳児保育が一般化され、0歳児を受け入れる保育所が増え始めた。近年まで、1歳児クラスは0歳児クラスから移行した子どもが大半であった。しかし今は、1歳で初めて入所する子どもが増え、保育士との関係もできていない1歳からの新入園児が多い保育は、乳児保育経験の少ない保育士も増える中、従来以上に困難感が増えている。その大きな原因が1歳児クラスの保育士配置基準である。0歳児は3人に対し保育士1人だが、1歳児は半分の6対1である。

1歳児クラスの子どもの1歳0か月～2歳11か月と、成長・発達段階の幅が広い。同時に、精神・運動発達、離乳後期から幼児食への移行、排泄の自立過程への援助等、こまやかな世話が必要な時期である。現行の国の基準の6対1の配置では、実際には保育がまわらないため、多くの自治体では独自に加配しているのが現状である。もう一つ、待機児童の増大に伴い、保育士配置がさらに緩い認可外保育所が増えている現状もある。0歳児だけでなく1歳児でも睡眠中の突然死等が報告されるなど、認可施設に比べ相対的に死亡事故が多く起きている実態から、保育の質が問われている。

2. 保育施設の看護職の現状と保育保健

2016年の「社会福祉施設等調査」によると、保育所等の回答施設24,771中、保育所等勤務の保健師・看護師の総数は10,616人(公営2,495,私営8,121)であった。看護職の配置には偏りがあり、乳児保育の需要が多い都区部、政令指定都市では半数超の保育所に看護職が配置されている(参照:「保育所の環境整備に関する調査研究報告

書」,平成21年度.日本保育協会,2010年3月)。

しかし,保育現場においては,集団における子どもたちの健康・安全管理,個別の配慮や対応をするために,嘱託医とともに,保育士定数外の看護職が必要である。たとえば,10年前から保育施設での保健対応については感染症対策,アレルギー対応,事故対応等の各ガイドラインが示されている。保育現場にそれらを周知徹底し,実践していくうえで看護職がその専門性を活かした役割を果たすことが求められている。

また,保育所には保育所保育指針で地域子育て家庭に向けた支援の役割が求められ,さまざまな取り組みがなされている。子育てひろばなどには地域の保護者が多く参加しているが,そこでの相談や,年齢が低い子どもへの支援では保健的な内容が多い。

3. 保育保健を含めた新たなネットワークを

子どもを中心とした,切れ目のない育児支援を考えたとき,保育施設を含めた教育・医療・福祉の新たなネットワーク構築が必要である。

保護者が働きながら3歳未満児の子育てをする家庭の比率が増えており,医療的ケアや個別のさまざまな配慮が必要な子育て支援が求められている。小児保健担当者の連携は今まで以上に必要である。保育施設で働く看護職の増員と活用は,保護者支援,子育て支援,小児保健の有効な連携の発展につながると思われる。